

「ゆきまんてん」ロゴデザイン等使用管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「ゆきまんてん」について、関心と親しみを感じていただけるよう制作した、ロゴデザイン、キャッチコピー及び米袋デザイン（以下「ロゴデザイン等」という。）の使用に係る必要な事項を定めるものとする。

（管理を行う機関）

第2条 山形県は、ロゴデザイン等の管理業務を山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部（以下「推進本部」という。）に委託する。

（ロゴデザイン等の使用）

第3条 ロゴデザイン等は、次の場合に使用できるものとする。

- （1） 米穀販売業者等が、「ゆきまんてん」販売のため米袋を製作する場合
- （2） その他「ゆきまんてん」の認知度向上等のため米袋以外に使用する場合

（表示）

第4条 前条の規定によるロゴデザイン等の表示は、別記「「ゆきまんてん」ロゴマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

2 米袋に使用する場合は、マニュアルに定める米袋デザイン（以下「米袋デザイン」という。）の使用を推奨するものとする。

（使用条件）

第5条 第3条第1号及び前条第2項の規定により、米袋デザインを使用しようとする者（米袋デザインを使用する商品の製造者又は販売者をいう。以下「米袋デザイン使用者」という。）は、下記の事項を遵守したうえで使用できるものとする。

- （1） ロゴデザイン等を使用する場合はロゴマニュアルに準じて使用すること
- （2） イメージ保護のため、ロゴデザインを使用する際は、別途提供するデータを使用すること

（事故、苦情等の処理）

第6条 ロゴデザイン等の使用に関する事故又は苦情の発生若しくは第三者に損害を与えた場合については、米袋デザイン使用者又はシンボルマーク等使用者は、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については推進本部が山形県に協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。